

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章く第三章 略〕</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>〔第一節く第四節の二十一の四 略〕</p> <p>第四節の二十一 六〇MHz又は二〇MHzの周波数の電波を使用する無線局の無線設備（第四十九条の二十四の五、第四十九条の二十五）</p> <p>〔第四節の二十二の二く第九節 略〕</p> <p>〔第五章 略〕</p> <p>附則</p> <p>〔第四十九条の二十四の四〕</p> <p>第四節の二十一 六〇MHz又は二〇MHzの周波数の電波を使用する無線局の無線設備（六〇MHzの周波数の電波を使用する無線局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十四の五 電気通信業務を行うことを目的として開設された無線局の無線設備であつて、五四MHzを超え六五MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。</p> <p>二 通信方式は、時分割複信方式であること。</p> <p>三 空中線電力は、一〇ワット以下であること。</p> <p>四 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。</p> <p>五 隣接チャネル漏洩電力等は、割当周波数から一二〇MHz及び二四〇MHz離れた周波数の（土）五五MHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力よりそれぞれ四三デシベル及び五一・五デシベル以上低い値であること。</p> <p>（二〇MHzの周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十五 電気通信業務を行うことを目的として開設された基地局又は陸上移動局であつて、二〇二五・五MHzを超え二〇七五・五MHz以下又は二二〇五・五MHzを超え二二五五・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの（以下「二〇MHzの周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局」という。）は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 通信方式は、複信方式であること。</p> <p>二 変調方式は、四相位相変調であること。</p> <p>三 送信空中線は、絶対利得が一〇デシベル以上の利得を有する無指向性空中線又は絶対利得が一四デシベル以上の利得を有する指向性空中線であること。</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章く第三章 同上〕</p> <p>〔第四章 同上〕</p> <p>〔第一節く第四節の二十一の四 同上〕</p> <p>第四節の二十一 二〇MHzの周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四十九条の二十五）</p> <p>〔第四節の二十二の二く第九節 同上〕</p> <p>〔第五章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>〔第四十九条の二十四の四〕</p> <p>第四節の二十一 二〇MHzの周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備</p> <p>〔新設〕</p> <p>（二〇MHzの周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備）</p> <p>第四十九条の二十五 「同上」</p>

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
[1～4 略]		
5 29.7MHzを超え100MHz以下	1 固定局、陸上局及び移動局(注18、19、20、31) [(1)・(2) 略] [2～7 略]	[略]
[6～9 略]		

[注1～注30 略]

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[(1)～(22) 略]

(23) 54MHzを超え65MHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用無線局のうち、第49条の24の5に規定する無線局 10 (10⁻⁶)

別表第二号（第6条関係）

[第1～第75 略]

第76 54MHzを超え65MHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用無線局のうち、第49条の24の5に規定する無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、110kHzとする。

別表第三号（第7条関係）

[1～65 略]

66 54MHzを超え65MHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務用無線局のうち、第49条の24の5に規定する無線局の無線設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2(1)及び4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ア 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

10 μ W以下

イ スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

25 μ W以下

67 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から66までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
[1～4 同左]		
5 29.7MHzを超え100MHz以下	1 固定局、陸上局及び移動局(注18、19、20、31) [(1)・(2) 同左] [2～7 同左]	[同左]
[6～9 同左]		

[注1～注30 同左]

31 [同左]

[(1)～(22) 同左]

[新設]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第75 同左]

[新設]

別表第三号（第7条関係）

[1～65 同左]

[新設]

66 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から65までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

備考 表中の [] の記載及び対象規定の存在に付した断線は付記である。

附 則

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。